

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

近年、不動産取引などの際に土壌汚染に関する情報への関心が高まっており、当該情報の引き継ぎの必要性が高くなっている。平成20年3月にまとめられた土壌環境施策に関するあり方懇談会報告においても、「土壌汚染に関する調査結果や講じられた対策に関する情報は、埋没させることなく適切に活用することが重要である。このため、土壌汚染に関する情報を適切に保存・提供する仕組みをより充実していくべきである。また、不動産取引の際に土壌汚染に関する情報が、きちんと引き継がれるようにしていくことも重要である。なお、法律の指定区域は公示され、指定区域台帳に掲載される。また、宅地建物取引業法により、指定区域であることは重要事項説明の対象となる。したがって、法律の対象となればこれらの課題の一定程度は解決されるが、法律の対象とならない部分も含めて何らかの仕組みを検討すべきである。」との指摘がある。

このことから、土壌汚染に関する基本的な情報について、インターネット上で地図情報等とともに、国民が簡単に検索閲覧できるシステムを整備するための基本的構想について検討する。また、土壌汚染調査結果や土壌汚染対策の詳細な情報について、全国的に集約し保存する仕組みを構築し、関係者が詳細な情報を入手できる手法を検討する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23
土壌汚染に関する情報を適切に保存・提供する仕組みの 充実に向けての検討	←	→	
土壌汚染情報検索閲覧システム整備の基本的構想の検討		←	→

3. 施策の効果

土壌汚染の状況を関係者が容易に把握することができるようにすることで、過去の土壌汚染状況を踏まえた効率的な調査が可能になるとともに、土壌汚染の状況を踏まえた土地開発や土地利用が円滑に促進されることとなる。

4. 備考

調査費 20百万円

(内訳)

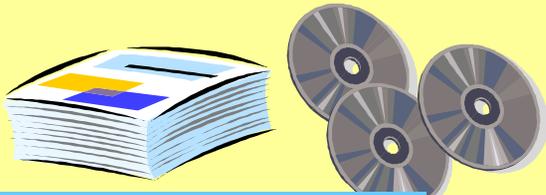
土壌汚染情報管理・公表制度検討調査 20百万円

(新) 土壌汚染情報管理・公表制度検討調査

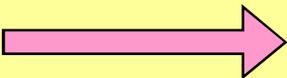
- ・不動産取引などの際に土壌汚染に関する情報への関心が高まっている
- ・土壌汚染情報の引き継ぎの必要性が高い

土壌汚染に関する情報を適切に保存・提供する仕組みの充実に
向けての検討

土壌汚染情報検索閲覧システム整備の基本的構想の検討



調査結果、対策内容



土壌汚染調査結果・対策情報の
集積・保存及び公表システム



情報閲覧



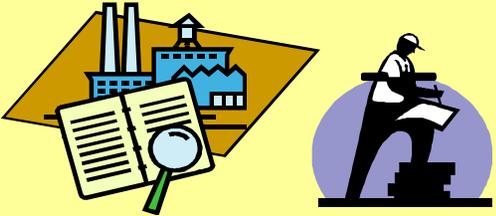
土地所有者等
調査会社・対策会社

基本情報

詳細情報

一般国民向け

土地所有者、調査会社・対策会社、
土地取引・開発事業関係者向け



土壌汚染調査、対策の実施

・インターネット等で、土
壌汚染に関する基本情
報につき地図情報等と
ともに、検索閲覧が可能

・将来の再開発等の際に、
保存されている詳細な
情報を、後の土壌汚染
調査・対策に活用